

第58回大阪府障がい者施策推進協議会

日時：令和7年1月31日（金）

午後1時30分から3時40分

場所：大阪赤十字会館302・303会議室

■出席委員（五十音順、敬称略）

頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会事務局長	石橋 佳世子
大阪府社会福祉協議会会長	井手之上 優
大阪難病連評議員	尾下 葉子
桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授	小野 達也
国立大学法人神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授	河崎 佳子
桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授	黒田 隆之
弁護士	近藤 厚志
障害者（児）を守る全大阪連絡協議会事務局長	塩見 洋介
大阪府視覚障害者福祉協会会長	高橋 あい子
大阪ともだちの会	壺井 一平
大阪府身体障害者福祉協会会長	寺田 一男
大阪小児科医会副会長	鳥邊 泰久
大阪聴力障害者協会会長	長宗 政男
四條畷学園大学リハビリテーション学部作業療法学専攻教授	野口 裕美
大阪府精神障害者家族会連合会理事	堀居 努
大阪府障がい者スポーツ協会会長	宮村 誠一
河南町長	森田 昌吾
大阪府障害者福祉事業団理事長	山田 忠男
大阪精神障害者連絡会代表	山本 深雪

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第58回大阪府障がい者政策推進協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは開会にあたりまして、福祉部長の吉田より一言ご挨拶申し上げます。

○吉田福祉部長

こんにちは。福祉部長の吉田です。

本当にいつも皆さんお世話になっております。

早速ですが、今日ご議論いただく予定してますのが二つございます。

一つが第5次大阪府障がい者計画。令和3年度から8年度の計画なんですけど、令和5年度の実施状況について、まずご説明させていただくと、もう一つはこの会議の要綱を改正させていただく、その2点です。

まず一つ目ですが、今申し上げたように、第5次大阪府障がい者計画は令和3年度から8年度の期間の計画になってます。ちょうどそういう意味でいうと令和3、4、5が終わって、令和6、7、8年、後半3年っていうのが今始まってます。この3年間の取組をどうやって進めていったらいいか、今の状況を見ていただいて、今後どう進めていくかをご議論いただきたいなど。その前提として、令和5年度にどういう取組をやっているか、どういう状況なってるかっていうのを本日ご説明させていただいてご議論いただく。

今計画については令和8年度までと申し上げました。令和9年度から次の第6次計画をスタートさせる必要があります。その計画を作るにあたっては、やっぱり丁寧に議論させていただいて、作っていかないといけない。それを来年度、この4月からの令和7年度から議論をスタートさせていただきたいと思ってるんですけど、そのためには皆さんの中で、計画についてしっかり議論していただく、その計画部会を作らしていただきたいと思っまして、その部会を作るにあたっては、先ほど申し上げた二つ目の議題なんですけど、要綱を変える必要があるという状況になってます。

ということで、計画を進めるため、新しい計画をつくるための準備ということで、本日の議題のご議論をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

今年は皆さんご承知の通り、4月13日から万博があります。万博のテーマは、「いのちかがやく未来社会のデザイン」となってますんで、この万博をイベントとしてだけじゃなく、その後しっかりした安心できる、みんな元気に活躍できる社会というのを作っていかなければならない。

そのためにはやっぱり「いのち輝く未来社会」、いのち輝く共生社会をこの大阪万博を開催する大阪で作っていきたい。

万博っていうのは、その一つのきっしょというか、ポイントだ、というふうに我々思っ

ます。ですので、後ほど、万博についてもどういう取組をするかっていうのをご説明させていただきますけど、今日お集まりの皆さんからまた万博についてもいろいろご支援、ご指導いただけたらなと思ってますんで、それにつきましてもよろしく申し上げます。

すいません、私、このご挨拶終わったらちょっと別の公務がございまして、退席させていただきますが、後ろに控えておりますメンバーが、しっかり皆様のご意見、ご指導を承らせていただきますんで、今日は皆さんよろしく申し上げます。

私からの挨拶は以上でございます。

ありがとうございます。

○事務局

それでは本日ご出席の皆様をご紹介します。

頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会事務局長	石橋委員です。
大阪府社会福祉協議会会長	井手之上委員です。
大阪難病連評議員	尾下委員です。
桃山学院大学社会学部教授	小野委員です。
国立大学法人神戸大学大学院教授河崎委員につきましては、本日急遽オンラインでのご参加となっております。	
桃山学院大学社会学部教授	黒田委員です。
弁護士	近藤委員です。
障害者児を守る全大阪連絡協議会事務局長	塩見委員です。
大阪府視覚障害者福祉協会会長	高橋委員です。
大阪ともだちの会	壺井委員です。
大阪府身体障害者福祉協会会長	寺田委員です。
大阪小児科医会副会長	鳥邊委員です。
大阪聴力障害者協会会長	長宗委員です。
四条畷学園大学教授	野口委員です。
大阪府精神障害者家族会連合会理事	堀居委員です。
大阪府障害者スポーツ協会会長	宮村委員です。
河南町長	森田委員です。
大阪府障害者福祉事業団理事長	山田委員です。
大阪精神障害者連絡会代表	山本委員です。

本日は委員数 30 名のうち、オンラインのご出席も含めまして、19 名の委員のご出席をいただいておりますことから、大阪府障害者施策推進協議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

お手元に次第、委員名簿、資料 1 から 3、資料 4 が協議会要綱案。資料 5 が次期大阪府障がい者計画の策定スケジュール等について。加えまして、参考資料を 1 から 5、の 5 種類をご用意させていただいております。

資料の不足等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。個人の委員名は記載いたしません。配布資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしておりますので、あらかじめご了承ください。

次に、この会議には手話通訳を利用されている委員や点字資料を使用されている委員がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるよう、ゆっくり、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなどのご配慮をよろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、小野会長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○小野会長

はい。皆さんこんにちは。議長をいたします、小野と申します。よろしくお願いいたします。

お寒い中、よくお集まりいただきました。先ほど報告ありましたけれども、本協議会の定数が 30 名ということで、本日 19 名の出席。過半数をもって成立となっておりますので、皆さんお一人お一人の出席が非常に重要になっているということです。

この会議の場の性格上、できるだけ多くの方に参加していただきたいと思っているんですけども、皆さんなかなかお忙しいということで、この出席状況でご理解いただければと思います。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

お手元の議事案、これも先ほど部長の方からご紹介ありましたけれども、本日は大きく二つの議題ということになります。

一点目が、第 5 次大阪府障がい者計画の令和 5 年度実施状況について、という点です。

二点目が、こちらご紹介ありました通り、大阪府障害者施策推進協議会要綱の改正ということになります。まずは一つ目の方、しっかりと皆さんにご意見をいただきたいと思っております。

全体の終了予定時間は 15 時 30 分を予定しておりますけれども、できるだけ多くの皆さんにご発言いただきたいと考えておりますので、簡潔にご発言いただければ幸いです。円滑な議事進行に、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議事に移ってまいります。

まずは、議題 1、第 5 次大阪府障がい者計画の令和 5 年度実施状況ということになりますので、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。

議題 1 につきましてご説明させていただきます。第 5 次大阪府障がい者計画の令和 5 年度の実施状況でございます。資料は、資料 1、資料 2、資料 3 が該当いたします。

まず資料 1 につきましては、第 5 次大阪府障がい者計画における具体的な取組に対する令和 5 年度の実施状況に関わる内容を記載しております。

次に、資料 2 は、第 6 期大阪府障がい福祉計画、第 2 期大阪府障がい児福祉計画の実施状況として、計画の成果目標に関する PDCA サイクル管理用シートになっております。

こちらの資料は、それぞれの成果目標ごとに評価、改善といったところの分析について、詳細に記載しております。

次に、資料 3 は、成果目標および活動指標の市町村別の令和 5 年度実績値および大阪府の令和 5 年度実績値を記載しております。

本日は、資料 2 の PDCA サイクル管理用シートを中心にご説明させていただきます。

資料 2 の方をご覧ください。点字版では、3 ページの上から 11 行目からになります。

まず、施設入所者の地域生活への移行についてでございます。令和 5 年度の実績値を、1 ページ目と 2 ページ目で記載しておりますが、2 ページ目の方をご覧ください。評価の欄の計画の達成状況のところになります。点字版では、7 ページの下から 4 行目になります。

実績値は施設入所者の削減が 72 名。地域移行者数の増加が 85 人となっております。施設入所者の削減は、令和 5 年度末までの目標値 106 人に対して 205 人、地域移行者数は目標値 328 人に対して 388 人となっております。

続いて、状況分析の課題のところをご覧ください。点字版では 8 ページの上から 6 行目以降になります。

課題としては、入所者の重度化・高齢化に対応した、地域移行の受け皿となる社会資源が不足していることが挙げられます。また、施設入所者が地域生活をイメージし、選択することもできるような取組を進めるとともに、施設入所待機者家族等が安心して地域生活を継続することができるような行政と関係機関の連携体制の構築も課題でございます。

これにつきまして、右側の欄、点字版では、9 ページの上から 6 行目以降に記載しておりますけれども、令和 6 年度における取組につきましては、行動障がい等の状態を示す重度知的障がい者の方をグループホーム等で支援できる事業所を拡大するため、支援現場の体験や、コンサルテーションによる支援手法、運営ノウハウの取得を図る事業を実施しております。

また点字版では 6 ページの下から 9 行目になりますが、令和 6 年度より地域生活推進事

業費補助金を実施し、障がい者の地域生活推進に向け、本人・家族・事業者等の意識醸成を図る普及啓発や、施設およびグループホーム等の連携を通じて地域生活推進の実践を行う法人等による取組に対し、必要な経費を助成しています。

また、今年度、報酬改定が行われたところですが、障がい者の重度化・高齢化に対応した支援体制を確保するために必要な改善などを引き続き国に要望しているところでございます。

こうして、計画期間全体として見ますと、施設入所者の削減および地域生活移行者数のいずれも目標値には達しており、市町村においても地域移行の取組を行っている例が出てきていることから、一定の評価ができるかと思えます。一方で、重度の方や高齢の方などに対しては地域移行に向けた働きかけが必要で、また、地域移行を進めるための地域における受け皿についても更なる充実が必要というところを考えております。

続きまして、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築です。資料 3 ページをご覧ください。点字版では、12 ページの下から 2 行目となります。

令和 5 年度につきましては、精神病床における 1 年以上長期入院患者数は、8,132 人となっております。なお、精神障がい者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における平均生活日数および精神病床における入院後 3 ヶ月、6 ヶ月、1 年時点の退院率については、現時点において令和 5 年度実績データは出ておりません。

続いて 4 ページ、状況分析の課題のところをご覧ください。点字版では 14 ページの最終行以降となります。

精神科病院の長期入院者に関しては、減少傾向となっていたところ、特に昨年度は大きく減少しています。一方で、退院阻害要因が多岐にわたり、病院だけで退院支援を行うことが困難な複合的な課題のあるケースが残っている状態が続いていると考えられます。地域によって経験や受け皿にばらつきがある状況は継続しておりますが、各圏域、市町村の協議の場で事例検討や課題の共有を行うなどの連携は進められてきております。

令和 6 年度の取組につきましては、点字版では 18 ページの上から 10 行目以降になりますけれども、府内で実施される「協議の場」へ府の事業で配置しております広域コーディネーターが参加し、受け皿である市町村への支援を継続、協議の場の活性化を図るなどの取組を行っています。

また、「大阪版にも包括ポータルサイト」を府ホームページ上に作成し、他地域の活動を参照できるようにするなど、好事例の横展開を図っています。加えて、国に対し、引き続き精神障がい者の特性に合った制度改善や、現状に合ったきめ細かい報酬上の改善などについて要望しております。

こちらにつきましても、計画期間全体で見ると、目標値を大幅に上回る達成ということになります。しかしながら、退院患者調査からは、長期入院患者の退院先として、約 30%の方が死亡、約 30%の方が他科への転院となっており、減少のうち一定数は地域移行によるものではないことも見えてきております。引き続き精神科病院の長期入院者の地域移行に

ついて取組を進めていくことが重要と考えております。

続きまして、地域生活支援拠点等が有する機能の充実です。6 ページの中ほどをご覧ください。点字版では 20 ページ下から 3 行目以降になります。

実績につきましては、令和 5 年度地域生活支援拠点等の整備済みの市町村は 39 市町村。年 1 回以上運用状況を検証・検討している拠点数は 35 市町村です。課題としては、未整備市町村のうち、令和 6 年度に整備となっているところもありますが、そうでない市町村には、引き続き整備に向けた働きかけが必要であること。また、整備済みの市町村についても、各機能の検証・検討を行うとともに、地域生活支援拠点等が機動的に機能するためには、事業所間の連携が不可欠であることから、事業所の参画に向けたアプローチを進めることが必要と考えております。

令和 6 年度取組といたしまして、点字版では 22 ページの下から 4 行目以降になりますが、未整備となっている市町村につきましては、課題等のヒアリングを行い、市町村の取組事例の情報提供等、引き続き必要な支援を行っております。具体的には、各市町村の地域生活支援拠点等の各機能の運用方法等に関するアンケートを実施し、他自治体の取組状況を参考にできるようその結果を市町村に共有しました。

また、緊急時に備えた居室の空床確保など、市町村の実態に応じて必要な機能の強化充実を行うことができるよう、引き続き国に対して地域生活支援拠点等の整備、運営に特化した財政措置を要望してまいります。

計画期間全体で見ますと、地域生活支援拠点等の整備および運用状況を検証・検討している拠点数ともに増加しています。一方で、4 自治体が未整備であることから、引き続き整備に向けた働きかけを行うとともに、各地域の実態に応じた役割を担えるよう取組を進める必要があります。

なお、地域生活支援拠点に係る成果目標として、「面的整備」「多機能拠点整備型」という二つの手法のいずれによる整理手法かをお示しし、これまでは資料 3 の通りご報告してきましたけれども、国において、令和 6 年度より整備類型による区分はなくなっておりますことを申し添えいたします。

続きまして、福祉施設から一般就労への移行等でございます。実績につきましては、資料 8 ページの中ほどをご覧ください。点字版では 26 ページ下から 2 行目以降となります。

令和 5 年度の実績ですけれども、就労移行支援等を通じた一般就労移行者数 3,263 人。就労移行支援等を通じた就労移行者数 1,920 人。就労継続支援 A 型を通じた一般就労移行者数 705 人。就労継続支援 B 型を通じた一般就労移行者数は 548 人。そして就労定着支援の利用率は 37.6%。就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所の割合は 64.2%。就労継続支援 B 型における工賃の平均額は、令和 4 年度が 1 万 3,681 円のところ、令和 5 年度は 1 万 8,176 円となっております。

これにつきましては、資料 10 ページの左欄の下のところ、点字版では、32 ページの下から 2 行目以降をご覧ください。就労継続支援 B 型における工賃の平均額の実績について、

令和 4 年度の 1 万 3,681 円から大幅に上昇しておりますが、これは令和 6 年度の報酬改定におきまして、平均工賃月額の見直し、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入されたことによる影響がありますことを補足させていただきます。この算定方式の見直しは、障がい特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いたものとする、といった内容になります。なお、工賃の増額については、算定式変更の影響のみでなく、1 事業所当たりの工賃支払総額ベースで見ても向上してきており、一定の工賃水準の上昇があったと想定されます。

令和 6 年度の取組としましては、点字版では 35 ページ上から 7 行目以降になりますけれども、実務経験のある支援員に対し、より専門性の高い就労アセスメント力の習得等を目指す研修を実施し、就労定着支援事業の利用促進のため、就労定着支援事業所の好事例の横展開を行ってまいります。

計画期間全体で見ますと、「就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数」については目標に達しており、一般就労への移行者が増加してきております。一方で、就労定着支援事業の利用については、目標に対し約 53%の達成率となっており、事業所の少なさが利用率の低さに繋がっているものと推察されます。

工賃につきまして、令和 5 年度は過去最高の実績ではありましたが、全国最低水準を脱するには至っていないことから、更なる取組が必要な状況となっている、というところでございます。

続きまして、相談支援体制の充実、機能強化等です。資料 12 ページをご覧ください。点字版では、41 ページ上から 5 行目以降になりますけれども、実績の推移としましては、基幹相談支援センター設置済み市町村は 36 市町村となっており、令和 5 年度の新規設置はございませんでした。ただし、今年度に設置予定の自治体も複数あることから、今後設置済み市町村は増加を見込んでおります。

令和 6 年度の取組といたしまして、点字版では 38 ページ下から 4 行目以降、未設置市町村に対しヒアリングを実施し、現状や課題を把握の上、アドバイザーを派遣し、引き続き設置に向けた助言等を行っております。加えて、設置済み市町村に対しても、必要に応じ、アドバイザー派遣を通じ助言等を行うなど、設置後の運営についても支援しております。

計画期間全体で見ますと、目標に掲げる全市町村への基幹相談支援センター設置はございませんでしたが、未設置の 7 自治体のうち、4 自治体について方向性が見えており、残り 3 自治体につきましても、令和 8 年度末までの設置に向け、取組を継続していることから、一定の取組が進んでいるというふうに認識しております。

続きまして、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築です。資料 13 ページになります。実績の推移としましては、点字版では 41 ページ上から 5 行目以降ですが、指定障がい福祉サービス事業者および指定障がい児通所支援事業者等に対する集団指導の開催回数は 1 回、指定指導に関する調整会議の開催回数につきましては 2 回実施しております。

令和6年度における取組につきましては、点字版では42ページ上から7行目以降になりますが、集団指導を通じて、システムエラーが多発する項目等について事業者に対し注意喚起を行い、運営指導においてよく見受けられる不備事項を抽出し、注意喚起を行いました。また、年2回、市町村とともに指定指導に関する調整会議を開催し、実務上の課題に対する対応策についての協議、意見や情報の交換を実施しております。

続きまして、障がい児支援の提供体制の整備になります。資料では14ページになります。第2期大阪府障がい児福祉計画の成果目標に対する令和5年度のそれぞれの実績としまして、点字版では44ページの下から5行目以降になりますけれども、児童発達支援センターの設置市町村等数は37ヶ所。保育所等訪問支援の実施市町村等数が42ヶ所。また、令和5年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本として設定しました成果目標につきましては、確保済みということで、有り。そして主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保している市町村等数は39ヶ所。同じく、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保している市町村等数39ヶ所。また、医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を、都道府県単位としては大阪府で設けておりますので、1ヶ所。同じく医療依存度の高い重症心身障がい者等に関する関係機関の協議の場を保健所圏域単位では18ヶ所で設置。同じく、協議の場を市町村単位では42ヶ所設置となっております。さらに、医療的ケア児等コーディネーターの配置につきましては、福祉関係では259名、医療関係では46名となっております。

15ページ下の方の右側の欄のところをご覧ください。令和6年度における取組について、児童発達支援センターの設置に関し、点字版では、56ページ上から4行目以降になりますけれども、令和6年4月1日施行の改正児童福祉法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担うことが明確化されたことを踏まえ、令和5年度に実施したアンケートの分析結果をもとに各圏域の市町村意見交換会を実施するとともに、必要に応じ、個別ヒアリングも行っております。こうした取組と併せて、児童発達支援センター未設置市町村に対し、引き続き働きかけを行う必要があると考えております。

続きまして、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保についてです。資料16ページの下の方の左のところ、計画の達成状況で、確保数の実績をご覧いただければと思いますが、点字版では、51ページ下から4行目となります。どちらも管内全体の事業所数は増加しており、全市町村での確保はできませんでしたが、達成率としては約9割というふうになっております。

課題としまして、点字版では52ページ上から10行目以降ですが、重症心身障がい児の支援に関して、医療・福祉両面での支援スキルが求められるところ、事業所開設にあたりノウハウが不足していることなどが考えられます。これについては、医療・福祉の両面での支援スキル向上を図るための研修や相談会の実施など、取り組んでおります。

また、医療的ケア児等コーディネーターについて、点字版では、55ページ上から5行目

以降となりますが、医療的ケア児コーディネーターの未設置の市町村では、コーディネーターの役割等が周知・浸透されていないことや、専門性のある人材が不足していることにより、配置が進んでいない状況です。医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施するとともに、研修修了者を対象に情報交換会を行うことで活動を推進するとともに、未配置の市町村に対しヒアリングを実施するなど、医療的ケア児等コーディネーター配置に繋がるよう取り組んでまいります。

長くなりましたが、資料2につきましては以上でございます。なお、資料1、資料3につきましては、本日は事務局からの詳細の説明は割愛させていただきます。

議題1につきまして、事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野会長

はい、ありがとうございました。資料がなにぶん多く、その中で先ほど資料を使ってPDCAのところを中心にご報告いただきました。

この会議自体は、まずその全体像といいますか、それを対象にしていますので、どこからでもなんですけれども、今、ご報告いただいたあたりを中心に、皆様からご意見をいただければいいというふうに考えております。本当にいろんなところがありますので、それぞれ皆さんの関心があるところからで結構でございますので、ご発言があれば、挙手等でお知らせいただければ、指名いたしますので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

それではお願いします。

○委員

はい、失礼します。

私が今現在、見ているペーパーは、「生活場面1 地域やまちで暮らす」の12ページ目を見えています。これは、「精神科病院からの退所・退院して地域で暮らす」という項目のところです。前からずっと感じていたのですが、ここで退院率という言葉が出てきます。通常、退院っていうのは病状が回復して、患者が退院すること、を意味していると思いますが、精神科病院からの退院に関しては、亡くなった方を合算してカウントしています。で、約90%も退院してるんだよってというふうに聞かされると、何か実態と違う、えらくかけ離れてる数字に聞こえてしまいます。

病院の実情はこんなものではなくて、やはり亡くなった方は、データの中に合算すべきではないのではなかろうかというふうに私達は感じます。退院という言葉通り、言葉の意味通りに退院できた方を何%というふうに表示すべきであって、亡くなってる人を合算して、多くの方が退院できましたよってという数字は何かしらのまやかしのいか、病棟に残ってる方々の実情を正確には反映しないものになっていく恐れがあります。

問題は何かっていうと、気持ちとしては退院したいと思っているのだけれども、1年以上

の長期入院になってしまった方々が、日本では異常に多いということが国際的にも議論になってきました。そのことをどうしていくのかという議論の出発点になるデータですので、私はこういうデータの出し方は、物事をわからなくさせるだけで、本当によくないなという感想を持っています。

国で使っているからということで府でも使うということはどうなのでしょう。何か、正しい物事の分析の邪魔をしてるようなデータだなと感じています。

○小野会長

はい。ありがとうございました。まずは、その点ですね、ご意見でもありますが、見解もし、事務局の方からあればお願いしたいと思います。

○事務局

生活基盤推進課でございます。

ただいま委員からご指摘がありました退院率という表現でございますけれども、指摘されているようにこの地域移行の目標値数につきましては、国の指針に基づいて出しておりますので、確かにこの点は府としては、この国の表現に合わせて出しているところでございます。

しかしながら、おっしゃられるように、その中には亡くなった方もいらっしゃるということですので、そういった点につきましてはこちらも退院患者の調査等で把握しているところでございますし、この率だけを、退院率とか数字だけで見るとは、やはり長期入院されている方が地域できちんと安心して暮らせるような、そういった先に反映していかなければいけないというふうには思っております。

○小野会長

把握されてるということなんですけれども、その数字はどこかに出てきますか。

○事務局

退院患者調査ですけれども、5年に一度大阪府の方で実施をしております、こちら令和5年度に実施しておりますのでホームページの方でも掲載させていただいております。

○小野会長

はい。委員どうでしょう。何かご意見があればですけれども、そのような形ですか。もう少ししっかりと示して欲しいとかそういうご意見でしょうか。

○委員

すみません。ホームページの隅から隅まで見るというのはちょっと難しい事柄ですので、

こういう場のデータの中に、生かしていただきたいと思います。

○小野会長

はい。ではまずご意見として伺います。非常にもっともなご意見だと思しますので、その方向をぜひご検討いただきたいと思います。ありがとうございます。

続いていかがでしょうか。それではお願いいたします。

○委員

すいません。ありがとうございます。

私も先ほどの委員と通ずるといふか同じような視点なのかなとは思いますが、特に知的障がいの方の暮らしの場の問題について意見を述べさせていただきたいと思えます。この大きいタイトルは「地域を育む」であり、「地域やまちで暮らす」ということなんですけれども、あのPDCA サイクルで出てくるのは、施設入所者の削減と、地域生活移行数の増加、つまり入所施設を利用されている方が、どのように変動したかっていうことが大きな指標になっているというふうに思うんですが、やっぱりそれだけでは測れない、暮らしの場の問題は多々あるというふうに思っております。

特に実態として、知的障がいの方々の暮らし場ってというのは、親御さんとの同居率が非常に高いですし、しかも主たる介護者がご両親、なかんずくといふか、とりわけ母親が長年にわたって介護をしているという状況は、もう昔からもう全然変わってないんですね。そういう人たちの暮らしの場をどう整備していくのか、その多様な選択肢をどう広げていくのかということが大きな課題になっているというふうに思うんです。

残念ながらなんですけれども、入所施設の待機者も、今すごくたくさん、1,000 名を超える数が上がっているというふうに聞いてるんですけども、生じているわけですね。大阪府が令和 5 年、6 年度に入所施設、入所者の待機者の実態調査を進めていただきまして、それは大変意義のある調査だというふうに思っておりますけれども、どうしても親が抱えざるを得ない状況が続くことによって、最後の選択肢を入所施設に託すというような、そういう姿が私達の前でも結構見受けられるというふうに承知してます。

そういうことですので、この暮らしの場っていうことを施設入所者、今入所されてる方の動静だけで判断するのではなくて、もう少し大きい視野から見たときに、この待機者の問題をどう考えるのか。つまりこの施設入所者の減っているのは、あるいは地域移行ってというのは、今の施設入所者数を前提としているわけなんですけれども、果たしてその方たちだけを母数としてカウントすることが適切なのかどうかということが一つ大きな疑問としてあります。

ですので、少なくとも今の待機者がゼロになったことを想定したときには、その数字は多分意味のあるものになっていくと思うんですけれども、その母数に加えてもらえない人たちが、じゃあどういう問題を抱えて、その地域の中で暮らすってということに見通しを持って

いるのかっていうと、そこをつかむ術があまりないというのが率直なところかなっていうふうに思うんですね。

ですから何が言いたいかっていうと、やはりそういう私的に母親たち家族がずっと抱えている状況をいかに脱却して、公的な福祉サービスなどを主体とした、家族じゃない人の支援によって暮らしを支えていく姿をどう作り出していくのか。それに関わっては、入所施設の役割も私はずいぶん大きいものがあるって、それは大阪府の先ほどの自立支援協議会の提言にもありましたように、あの緊急時とか専門的支援とかっていうだけじゃなくって、生活支援の機能もしっかり整えるべきだっていう意見には大いに賛成をするんですけども、そういう入所施設の待機者を少なくともゼロにして、それ以外にも、例えばショートステイを長年、通常のショートステイの利用の仕方じゃなくって、継続、継続利用して、1年以上ずっとショートステイをたらい回しのように利用される方もいらっしゃるわけで。そういう暮らしの場の問題、全般を見据えて、この地域で暮らすっていうことを評価できるようなそういうような建付けを、特にこの計画の検証にあたっては進めていただくことが必要なのかなというふうに思います。

そのために、今の入所施設の調査はすごく重要なことですし、国もグループホームや入所施設の待機者に関わる何らかの調査を進めようということで、今研究会を進めているように聞いております。そこを一步二歩先んじて、大阪府が取り組む、今の取組をさらに促進していただくとともに、その評価指標として、もう少しちょっと豊かなものを盛り込んでいただけるようお願いをできたらというふうに思います。

○小野会長

ありがとうございました。委員からは度々この間、ずっとそういうお話もいただけてますし、今の中でいくつかあったと思いますが、まずはこの表の見方ですね。現在のどこまで誰が把握できるのかという問題、先ほど母数というお話がありましたけれども、いわゆる問題の全体像ですね。その辺りをどう把握できるかどうかはなかなか難しいかもしれませんが、意識を持てるのかどうか。その上で、実際に地域で暮らす上でのその仕組みをどう作るのかという辺りのご指摘もありました。この辺りはおそらくもう、次期計画でどのように考えていくのかということにも半分踏み込んでお話だと思いますけれども、課題としてしっかりと受け止めて次に繋げていくということが重要かと思います。事務局からは後ほどもし応答があればお話いただきますので、まずは皆様のご意見をいただきたいとします。

他にご意見がある方お願いいたします。

○委員

ありがとうございます。私からは、ざっと全部見せていただいて、気になったことが二つあって、それをお話したいと思います。

一つ目は、医療費助成制度のことなんですけれども、「生活場面 4 心や身体、命を大切にする」というところに、私達難病も含めて障がいのある人々の医療費の助成制度のこととか載ってるんですけども、その中に、重度障がい者医療が平成 30 年に再構築ということで、変わってしまって、私もここで発言したことあるかもしれないんですけども、難病の特定疾患の受給者の方に関しては、指定難病かつ障害年金 1 級というふうになってしまって、すごく対象者が減ってしまったんです。

細かいこと言えばいろいろあるんですけど、かなり皆さん、難病で医療プラス、普段の薬の副作用とかでやっぱり他の病気も多いっていうところで自己負担があり、すごく不安を抱えて、医療抑制みたいなものも起こっているだろう中で、ここに、地域生活支援課さんの「重度の障害者に対する医療費等の公費負担」っていうところで、平成 30 年度の福祉医療費助成制度の再構築について引き続き検証しますってあるんですよ。

この検証に私達はすごく期待しているんですけども、資料がどこにあるのか、それこそホームページ見てもちょっと自分ではわからないので、どういう議論がどこで行われているのかとか、公開されているのかとか教えていただきたいです。

もう一つ気になったのは、難病に私達がこの審議会に入れていただいてから 10 年ちょっと経ってるんですけども、難病の 2 文字がどんどん資料の中に増えていっていて、社会全体の理解が進んでいることを感じて嬉しいなと思うんですけど、その中身の数っていうのがちょっと、めちゃ残念で。例えば、「地域やまちで暮らす」っていうところに、「在宅の難病患者の一時入院事業」ってあります。コロナのときとかを想定して、家族が何かあったときにご本人が入院できる制度とかあるんですけど、その実績が令和 3 年度 1、令和 4 年度 0、令和 5 年度 0。あとは、難病患者等のホームヘルパーの養成研修とかでも、修了ちゃんとするんですけども、8 事業者だけ受けてるとか、なんか全部ひと桁なんです。また、お仕事、働かっていうところの府庁でのモデル実習っていうのがあるんですけど、それも利用者が 2 名とか、もう 1 桁なんです。私達が難病連とか難病相談支援センターで相談を受けている感覚からすると、こんなに少ないはずがないっていうのがあって、せっかくいい事業があるのになんでこんなに利用者が少ないのか。難病者が少ないからではない。というところがすごく、この現場感覚というか普段の感覚と、この少ない利用者層とのずれっていうのを、どうにかして埋めていかないと、せっかくいい制度があるのに、とっってもったいないなと思ってます。

モデル実習なんかの残念な点はこちらも実施をお手伝いしているのでちょっとわかっていまして。府庁でお仕事実習できても、その先のお仕事が紹介してもらえないわけではないし、交通費も全額自己負担なんです。だから、遠くから府庁まで通う方は、交通費は少ないし、まだ働けてなくて多分収入がない人が、働きたいと思ってるんだけど、交通費すら出なくて、ボランティア保険みたいなものもかけていなくて、難病連が協力して保険をかけるようにしたっていう状態なんですよ。これでは、やっぱり行こうという人が増えるかっていうと、増えない。

そういう残念なところがいろいろあって、その残念さっていうのをやっぱちょっと本気で検討していかないと、勿体なすぎるって思っています。以上です。

○小野会長

よろしいですか、はい。ありがとうございます。大きく 2 点ですね、医療費負担のところの検証状況どうなってるのか、どこでわかるのかというあたりと、実際に難病関係のことがかなり言及されてきてるんだけど、その実績の出方が非常に少ないじゃん。このあたりはなんなんだったってことですね。

ありがとうございます。すみません、時間の関係がありますので、発言の方、簡潔にいただけたらと思います。では、もう 1 人先ほどお手が挙がりましたので、そこまで聞いて、事務局の方から。後ほど伺いますのでちょっと待ってくださいね。

はい、お願いします。

○委員

すみません。本日はありがとうございます。ちょっと全般的な話になるかもしれないんですけども、その地域で安心して暮らすというところを主眼に考えたところですね。

この地域生活支援拠点の充実等整備というところを目標の一つに掲げられて、ハードとしては整備が進んでるように見えてはいるんですけども、現実、私達の家族の中ではまだまだその存在を知らない。私個人のケースでいきますと、病院のワーカーさんと話しても、その地域生活支援拠点があることすらちょっと話題にも出てこず、たまたま岡山の支援学校の先生と喋ってたらその存在を知った。何をお伝えしたい、お願いしたいかというと、ハードの面で強化していただくのはもちろんすごく素晴らしいことなんですけれども、もう少しソフトの面とか周知の面でお力を入れていただければ、多くの方にその支援が届くのではないかなと思っています。以上です。

○小野会長

はい、ありがとうございました。地域生活支援拠点の件ですね。ハードとしての面と、むしろこれからはソフトの、むしろ同時にですよ、あのソフトの面、そして周知の面も力を入れていただきたいということでしたので、この辺りも事務局から応答があればお願いしたいと思います。

もう 1 人、手が挙がってましたので、ちょうど、特に就労移行サービスですね。実体験なんかも含めて、お願いしたいと思います。

○委員

就労移行支援についてちょっと発言させてもらっていいですか。ぼくは、就労移行支援事業所で 1 年 8 ヶ月。訓練を受けながら、介護職員初任者研修の講義を半年間にかけて、受

けました。それで、資格取得をして、今、老人ホームで、清掃スタッフとして、1日、9時から13時まで働いております。以上です。

○小野会長

はい。支援センターで研修を受けた後、現在は老人ホームで清掃のスタッフで働いているという、そういうことですね。ありがとうございます。そういう実体験を話してもらいました。

では今までのところで一度、1回区切りますので、事務局の方から。この後もう一度聞きますので、よろしいですか。

今までのところで一度事務局の方から応答をお願いいたします。

○事務局

生活基盤推進課でございます。先ほど委員の方からご意見がありました待機者等のお話について、ご回答させていただきます。

まず、地域にいらっしゃる障がい者の方たちの一人ひとりの実態把握というところに関しましては、住民に近い存在である市町村の方で、一人ひとりの実態把握をされていると思いますので、大阪府で詳細はわからないんですけども、ただ待機者調査、施設入所の待機者に関する実態調査に関しましては、令和5年度から実施をしております、その一人ひとりについて調査を実施しております。

この中で、地域生活の継続が可能なのか、あとは入所施設に入ることが必要なのか、そういったところを検討していただくということで、これも市町村に待機されている方のお一人お一人の状態像や、そういった地域生活継続の可能性等を検討していただくことで把握をしていってるところでございます。

入所施設からの地域移行だけではなく、在宅からの一人暮らし、あるいはグループホーム、入所施設からのグループホーム、そういった地域生活の継続、それと地域生活への移行の推進、この二つを地域生活推進ということで、大阪府としては取組を進めているところがございます。

大阪府ではこの待機者に関する取組といたしまして、相談支援を始め、暮らしの住まいの場となる基盤整備のところの支援体制を図るということで、令和6年度から地域生活促進アセスメント事業でありますとか、地域生活推進啓発事業費補助金等を活用いたしまして、これは知事重点に位置付けて、実施をしているところでございます。

待機者がゼロになるということはなかなか難しいかとは思いますが、これらを取り組むことで、待機されている方のお一人お一人の生活意思を確認しながら、市町村とともに支援をしていきたいというふうに思っております。

○小野会長

はい、ありがとうございます。まず、他のご発言もありました。他の方へのご発言があればお願いします。

○事務局

続けてよろしいでしょうか。

地域生活支援拠点等でございますけれども、地域生活支援拠点等につきましては、ご指摘がありましたように、整備につきましては41市町村で進められております。こちらはやはり課題になっておりますのが、拠点の運用状況、運営をどうしていくかというところではございますけれども、やはり住民になかなか知れ渡っていないというところで、それは府としても課題として感じているところでございます。大阪府におきましては年に1回、市町村の地域生活支援拠点等の整備について、後方支援ということで市町村の意見交換会を実施しており、また今、いただきましたその住民になかなか周知されていないというところも市町村の方に住民への周知等を働きかけていきたいというふうに思っております。

○小野会長

ありがとうございます。あと委員の方から出ていたあたりについてご回答をお願いします。

○事務局

地域生活支援課です。よろしく申し上げます。

委員からご意見をいただきました、重度障がい者医療費の件なんですけど、平成30年度に持続可能性ですとか、いろんなことを踏まえ再構築をさせていただいております、ここに書いております検証という部分なんですけど、委員がおっしゃってるようにホームページとかそういうところに載せてるところはないんですけど、毎月、市町村からのデータとかいただいたりしておりますので、そういったデータから詳細にこちらの方で分析しております。どこかにそれが掲載されてるということではなくて、内部でいろいろ検証を進めているっていうところになっております。よろしくお願ひいたします。

○小野会長

はい。委員の方はその点と、もう一つこれはいろんな領域に入るのかもしれませんが、難病に対していろいろな策が始まってきてるんですけども、その実績がかなり少ないのではないかというご指摘もあったと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○事務局

すみません、自立支援課です。お世話になります。

先ほどご意見いただきました難病実習の件に関して事務を担当させていただいているんですけども、確かに実際に来られる方が少ないところはあるんですけども、この事業がまだ

始まったばかりというところもありまして、ご周知等またご協力いただけたらなというところもございます。実習の目的として、週5日勤務を2週間、週3日勤務を2週間というかたちでさせていただいており、ご病気を抱えながらご自身がどういったかたちで、病院の通いも含め実際にお仕事を進めていただけるかというところを、実際に図っていただくという趣旨でさせていただいています。期間が短いとかはあるんですけども、そこは実習を含めた上で、ご自身の体との関係も考えていただきながら、次の就職ができるかできないかも含めて、進めていただけるような実習となっていますので、職業の紹介というところを立ち返ってまた考えていただきたいなというところになります。仕事を探していただく中でも、大阪府で実習したことをご経験として、面談等でおっしゃっていただけるのかなというところは思っております。また広く制度として広まっていけばいいなと思っておりますので、周知等ご協力いただけたらなと思っております。

○小野会長

ありがとうございます。本来なら少しやり取りなんですけども、申し訳ありません。ちょっとそのターンができませんので、そういうご意見があったということ、ぜひ事務局に受け止めていただければと思います。

あと委員からせっかくご発言いただきましたが、何か担当部局の方からございますか。

○事務局

障がい福祉企画課です。委員の方から、就労移行支援で研修をして実際に働いてるという実情を教えてくださいましたけれども、おそらく委員の発言いただいた中には、自分もこうやって今働きながら、研修を受けながらやってきたっていうことを踏まえて、もっと広げてほしいという思いを持って発言いただいたんだろうなというふうに事務局の方では理解しております。こういったかたちで就労移行支援を使いながら障がい者の方が実際に働いているという事例、そしてきっと委員におかれても、こういう仲間がもっと増えてくれたらいいのになんていう思いを持って言ってくださったんだろうなと思っておりますので、そこを我々としても受け止めてやっていきたいというふうに思っております。

○小野会長

はい。ありがとうございます。まずは今の応答ということでご確認いただければと思います。個別にまたありましたら、ご発言、ここの場ではちょっと時間がないんですけども、機会がありましたらよろしくお願いします。

それでは、もう少しご意見がある方に伺っていきます。はい、先ほど手が挙がりましてので、委員からお願いいたします。

○委員

資料2の10ページをご覧ください。右の欄の3番、就労継続支援B型についてです。

工賃の向上の取組に対して、B型事業所では企業からの軽作業を中心にしておりますが、施設の自主製作物の方が利益は大きいです。それを販売できる場所を増やしていただきたいと思います。

意見が二つあります。一つは、大阪万博の会場、いくつかの場所で、B型事業所の製作物の販売ができる場所を設けていただきたいと思います。たくさんの方が来られますし、大阪の福祉をアピールするきっかけになるとと思います。

もう一つは、公共施設で販売する場所を設けること。特に大阪府立の建物は、障がい福祉計画によって、工賃向上の目標が達成できるよう支援する取組が必要だと思えます。例えば、様々な障がい者団体が大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターで販売ができるようになっていますが、販売する場所は大阪聴力障害者協会が、指定管理団体として、場所代を払って提供している。大阪府ではない。本来は大阪府の責任でやっていただくべきだと思います。一つの団体の責任ではなく、指定管理とは別に、大阪府として、行政が責任を持ってやっていただければと思います。以上です。

○小野会長

ありがとうございました。具体的なお話が出てきましたので、後ほどこれは応答いただきたいと思えます。

それではですね、ちょっと時間の関係がありますので皆さんから現時点でご発言いただきます。それで、まとめて事務局の方から応答していただきますので、ご発言がある方は、挙手を。じゃあ委員、いま挙がりましたので、お願いいたします。

○委員

今、就労移行のお話がありました。それに関連して、いくつかお尋ねしたいと思えます。

8ページのところでB型の工賃が紹介されておりました。1万8,176円に向上したということで、これは、工賃の算定式が変わった影響だとお伺いしております。8ページに全国最低水準を脱していないという記載がありますが、全国平均値等、データ面でまず教えてほしいのですが。全国平均の工賃は、新算定方式ではいくらぐらいになっているか。また、高い工賃のところはどの程度の額で、どういう府県が高いのかという実績を教えてくださいというのの一つです。

それと、工賃の目標額は1万6,500円となっておりますが、これは旧算定式に基づいた額だと思えますが、新算定式ではいくらを設定されるおつもりなのか、ということです。

工賃向上のための取組は今までもずっとやっていますがなかなか効果が上がっていないのが実態だと思えます。今、既存場所の販売場所の設置とかのご提案もございましたけれども、新たな取組、思い切った取組が、これから非常に重要なことというふうに思っておりますが、府として特に力を入れたいということがありましたらその点、教えてくださいと思えます。

ます。

記載の中で、例えば優先調達の普及も出ています。厚労省の方で毎年、障がい者優先調達の実績が公表されています。12月25日に発表されておりましたけども、それを見ると、2023年度6.1%増ということで、過去最高であったとの報道もされていました。大阪の場合、どの程度なのか、全国と比べていいのか悪いのか、その状況を教えていただきたいと思えます。

それと、記載されてる中でコンサルタントの派遣というのがございます。どのような人がどんなようなアドバイスをされてるのか、その状況についても、教えていただきたいと思えます。以上です。

○小野会長

ありがとうございました。これもかなり具体的なお話ですので、後ほど応答をお願いしたいと思えます。それではご意見承ります。では委員。

○委員

はい。簡単に2点質問させていただきます。

一点目は資料2のPDCAサイクル管理用シートの6ページにあります地域生活支援拠点の話です。先ほど触れられたかなと思えますが、未整備の市町村がまだ4市町あるということになっています。これ整備するように言われて、かなりの年数がたってきていると思うんですが、実態とは別に、そもそも整備自体は早く済ませべきなのかなというふうに思ってるんですが、どういう状況なのかなというのが一点です。

特に2市町は、一緒に整備すると目標の方ではなってるんですけど、市の方はできてるけど町がまだっていうかたちにもなっているんで、そのあたりのこと。あと2市町も共同で、ということなのでそのあたりどうなのかなということが気になります。

私もこの地域生活支援拠点を作ろうという時期に、地元の市の自立生活協議会で委員をしたこともあるんですけども、担当職員の方はかなり頑張って、あちこちと掛け合ってますね、緊急時のベッドの確保であるとか、あちこちの事業者がこの役割を担ってもらえないかっていうことで頑張って作ってるっていうこともありまして、何かよっぽどの事情がない限りここまでできてない状況っていうのは考えにくいのかなというふうに思うんで、ちょっと教えていただけたらいいなというものが1点です。

あともう一点、先ほどお話ありました同じPDCAサイクルの9ページの工賃のところです。私も同じように、新しい算定式、工賃の計算方式、何が変わったのかっていうところを教えていただきたいのと、どうしてそれ変えたのかなって、国が。これまでの工賃の差という方式が、いわゆる実態にそぐいにくくなってるので、新しい算定式に変えたのかなと思うんですけども、まずそのあたりが、大阪府の実態を表すのに、良い計算方法に変わったのかどうかっていうあたりを教えていただけたらと思えます。

ごめんなさい、長くなって申し訳ないんですけど、お話聞かまして、私も自立支援協議会の就労支援部会にいましたけれども、もしB型で働いておられたらこの工賃なのかなと思ったんですが、移行支援使われて、ヘルパーの資格を取られて、施設で働かれてるっていうことで、さらにこういうところに来て発言されているっていうのが、この就労移行ということの、ちょっと成果って言ったら失礼ですけど、良い状況にあられる方かなと思いますので、先ほど事務局の方でもお話ありましたけれども、他の皆さんもたくさん引っ張って、仕事に就いてもらえたらなと思います。すみません以上です。

○小野会長

はい、ありがとうございました。その他の方からご発言ございますか。それではお願いいたします。

○委員

私の方からはちょっと違った切り口というか、地域で安心して暮らすっていうためには当然犯罪に巻き込まれないとか、巻き込まれた場合には救済がされるということが大事だと思うんです。

最近、直接相談を受け、私が直接関わったわけではないんですが、大阪府内の精神障がいや知的障がいを持たれてる方で、詐欺の犯罪にあって、という今日日的な問題ですね。そういうときに、1件の方は、あくまで本人からのお話ですけども、警察に相談したけれども、騙されて振り込んだあなたの責任だということで、もうそこで相手にしてもらえなかった、という、そういうことを聞いております。また、もう1件の方では、そちらでももう門前払いといいますか、逆に障がい者の方ですので、ちょっとやっぱり騙されて、一緒に行動したりしてるっていうところで、騙されてるはずであるのに、一緒の仲間やろうということで、言いくるめられて。弁護士からの視点から言うと、完全にすり替わってるんですよね。脅された証拠がないから騙されてない、というようなそんなすり替えをされて、追い返されてる。やっぱりそうなると、相談をしても取り上げてもらえないっていうか、ショックといいますか。これは弁護士側の責任もあるのかもしれませんが、弁護士に依頼して告訴してまでというのはなかなか敷居が高いとか。自分も悪かったと、だまされた人は思うので、相談の段階でちゃんと警察として取り上げていただきたいなと。

まとめますと、やはり障がい者の方、最近のいわゆるネット系の、皆さんもご存知のように闇バイトみたいな、そういう類似のものも、騙されやすいと思うので、そういう場合に、やはり何て言いますか。今、障がい者の方の刑事取り調べのときには、障がいへの配慮ということで、だいぶ大阪弁護士会が頑張ってる、障がい特性に応じた取り調べということは、不十分ながらも進んでるんですけど、被害者としてきた場合に、やっぱり聞き取りとかが難しい、おそらく大変だなと思ったら、そういうふうな配慮と言いますか。もしそういう実態があるとすればやはりちょっと改善いただきたいなというふうに思った次第です。以上です。

○小野会長

ありがとうございます。非常に大きい、全体の目的としても「地域で暮らす」というのがありますからね。そうなるとうような問題も当然出てくるということで、弁護士ならではの意見をいただきました。どのように取り扱っていくかをさらに検討していくということなんだと思います。ありがとうございました。

他の皆さんよろしいでしょうか。はい、それでは一度ここで区切らせていただいて、これまで出てきた、あの後半の方のご意見ですね、ご意見に対して事務局の方から応答をお願いしたいと思います。

○事務局

ご意見ありがとうございます。自立支援課、就労支援グループです。よろしくお願いします。

お話いただきました順番に。万博でのB型の就労事業所における物の販売等というところなんですけども、今ちょうどですね、万博推進局とか協会の方と、そういう出店販売に向けてちょっとできないかというところで調整はさせていただいてるところであります。万博の出店等については、英語表記が必要であったりとか、食べ物は食品表示というところ、ちょっと厳しい、更なる条件とかがありますので、どこまでできるかっていうところはあるんですけども、せっかくおっしゃっていただいたように、いろんな人が来られるっていうところでのPRの場になりますので、できる限り前向きに進めていきたいなと考えております。

また、もう一点といたしましてご意見いただきました、公共施設における販売というところなんですけども、こちらの方はそれぞれの公営施設の状況であったり、事業所さんの状況もありますので、今すぐこういうふうに進めていくっていうところは、ちょっとお答えしづらいところではあるんですけども、そういうご意見、貴重なご意見ありがとうございます。

次にいただきましたお話といたしましては、優先調達のことをお伺いしたというところで、大阪府の優先調達の状況ですけども、令和5年度の比率としましては、大阪府内だけで2億3,500万、優先調達の金額としては実績があります。また、府内の市町村では8,100万円というところなんです。地方独立行政法人を含めると、府全体としては、約10億8,700万円というところになっております。

ご参考というところなんですけども、令和4年度については9億7,000万なので約110%ぐらいとして、増加はしているということなので、事業所さんに対して発注等はさせていただいているところ。増加していったのかなというかたちになります。

あとその工賃についてで、工賃の算定方式が今年度変更になりました、というところなんですけども。まず、令和5年度までは、個人の算定方式としましては前年度の工賃の支払いの総額、割ることの、前年度の各月の工賃支払者数の総数という計算になっております。

そうなりますと、週 5 で通所する利用者も、週 2 で通所する利用者の方も同じ 1 人として、対象者をカウントしているという状況になりますので、週 2 であろうが週 5 であろうが同じ 1 人になります、ということで算出しますと、週あたりの少ない利用者の日数の方が多いほど、平均工賃が低くなります。週 2 の人であろうが週 5 の人であろうがそれぞれの状況がありますので、そこを公平にするために、新しい算定方式は年間の工賃支払総額を割るのは同じなんですけども、その延べの利用者数から、またさらに利用者数を出して 12 ヶ月で割るという計算になってますので、延べた人数を出したうえで、実際に利用した人数を出した上での計算でやってますというところになります。

それを踏まえた上での前年度の令和 5 年度の実績というのが、ちょうど昨日厚労省で発表されておりまして、大阪府が、1 万 8,176 円という数値になっております。これがですね、全国から見てどうなのかというところなんですけども、全国平均としては表に出てるのが、2 万 3,117 円というところで、全体から見ても、府は決して高い数値ではないというところは見受けられます。金額高いところでは、大分県とか宮崎県。大分県が 2 万 5,000 円、宮崎県が 2 万 7,000 円と、九州方面が多いかなという発表状況にはなっております。

ちょっとそれを踏まえた上で大阪府がまだ依然、他府県と比べまして、工賃の金額が低いというところは、これからももっと分析を進めていかないといけないところがあるかなと思うんですけども、大阪府の事業所の状況としては以前より、元々平均工賃月額の高額が低い事業所さんが多いということと、事業所さんの数が多いということが挙げられます。

昨年度の工賃委員会の方でもちょっと分析いただいたところではあるんですけども、例えば分析の中で、大阪府の 1 万 5,000 円未満の事業所は約 7 割というところがあるんですけども、近畿平均でありますと、約 1 万 5,000 円未満工賃のところ約 6 割ぐらいになってるというところで、総じてその工賃額が少なくなっているところが多いと考えられると思います。

それを踏まえ新しい算定式で、計画の方をどういう金額にし直したんですかというご質問があったんですけども、工賃計画の方は令和 6 年度の方が目標値としては 1 万 8,800 円で、令和 7 年度が 1 万 9,700 円。令和 8 年度が 2 万 700 円と、金額としては上げた状態で設定を修正させていただいたところです。以上です。

あと、国の方がなぜ変えたかというところですけども、より実績、実態に見合うようにというようところで進めているというところがあるかと思えます。元々利用時間が少ない人がいると、支払いの額に反映されていないというところがありますので、令和 5 年度の実績から変更になったというところがあります、ということです。以上です。

○小野会長

はい、ありがとうございます。続いてお願いします。

○事務局

生活基盤推進課でございます。

委員の方からご質問のありました地域生活支援拠点等でございますけれども、現時点で未整備 4 市町ということで PDCA サイクルの方には書かせていただいているんですけども、このうち、2市町につきましては、令和 6 年 4 月 1 日に設置が済んでおります。

残りの 2市町ですけれども、1市につきましてはこの令和 7 年 4 月以降に設置予定ということで状況を聞いております。また、1町ですけれども、こちらの方は拠点に係る要綱等、いろんな準備の方は進めていらっしゃるんですけども、やはり面的整備を進めていく中で、町の中に資源が少ないので、拠点の機能を担っていただく事業所の確保を調整中ということで、町内または近隣市の支援事業所等も含めて今検討を行っているところと聞いております。

1市は令和 7 年度設置となりますと、1町が残ることになりますので、引き続き支援も含めながら進めていきたいと思っております。

また、市町村の意見交換会を実施しておりますけれども、こちらの中でも資源が少ない場合は、例えば他市とかで連携をして、拠点の整備を進めていくというような好事例なども紹介しておりますので、引き続き拠点整備に向けて支援していきたいと思っております。以上です。

○小野会長

はい。ありがとうございます。委員からあった犯罪関係について何かコメントはございますか。

○事務局

警察本部総務課です。ご意見いただきました、障がい者が詐欺等の相談をされたときに取り上げてもらえなかったという件につきましては、状況等個別に確認しないと、今この場でお答えすることができない状態ですので、関係部署等に意見共有をさせていただきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

○小野会長

はい、ありがとうございました。ちょっとまだ細かい部分あるかもしれませんが、またそれについては個別の応答でお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

それではちょっと先に進ませていただきます。よろしいでしょうか。

では議題 1 は以上ということになります。皆様のご意見、様々いただきましたが、このご意見を第 6 期大阪障がい者計画および第 2 期障がい児福祉計画について、さらに検討を進めながら、次の計画に続けてまいりたいというふうに思います。

では、議題になります大阪府障害者施策推進協議会要綱の改正について、ということになりますので、事務局から説明をよろしく申し上げます。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。議題 2 につきましてご説明申し上げます。

お配りしております資料 4 になりますけれども、こちらが本協議会の要綱でございます。こちらの第 2 条におきまして、協議会に設置する部会を列挙してございますけれども、ここに第 6 次大阪府障がい者計画策定検討部会を新たに設置させていただきたいというご提案でございます。

この第 6 次大阪府障がい者計画策定検討部会ですけれども、現行計画である第 5 次大阪府障がい者計画の計画期間が、令和 8 年度末までとなっておりますことから、その後継計画として、第 6 次大阪府障がい者計画の策定に向けた検討を進めていく必要があります、本部会を設置し、次期計画の方向性等について検討を行っていただきたいというふうに考えております。

資料 5 の方をご覧ください。スケジュールとしましては、令和 7 年度前に 6 回程度、部会を開催し検討いただき、意見具申案という形で取りまとめをいただきたいと考えております。その意見具申案をこちらの大阪府障がい者施策推進協議会にご報告いただいた上で、協議会としての意見具申を府にいただき、令和 8 年度いっぱいをかけて、各福祉計画を含めた新たな計画策定の作業を行ってまいりたい、と考えております。

なお、前回部会を開催した際には、2 ヶ月に 1 回、計 6 回開催させていただいておりますが、今回は 6、7 回と幅を持たせております。これにつきましては、次期計画の内容検討にあたり、参考とするための実態調査を実施することを今回は予定しておりますことから、追加開催も想定しているものでございます。

ちょうどその調査につきましては、令和 7 年夏ごろの実施を予定しておりまして、市町村の協力のもと実施してまいりたいと考えております。詳細については、次年度部会にてご議論いただきますが、本協議会委員の皆様にもお知らせをさせていただきます。

なお、部会の委員構成についてですけれども、資料に記載の通り、当事者団体の方や、支援団体、学識者等のご参画をいただきまして、計 20 名の体制で考えております。議題 2 につきまして、事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小野会長

はい。ありがとうございました。資料 4、そして資料 5 から説明をいただきまして、具体的には、第 6 次大阪府障がい者計画推進策定検討部会こちらの方の設置ということになります。

これは、最終的には皆さんよろしいかということになりますが、まずは、こういう進め方および今回は次期計画ということになりまして、その内容、具体的な内容は次年度部会で説明いただきましたように、2 ヶ月に 1 回ぐらいの割合かなりハードだと思いますけれども、このような形で検討が進んでいく予定でございます。具体的にはそこで話しますけれども、

この機会ですので、皆様の方から何かご意見があれば、承りたいと思いますので何かご意見があればよろしくお願いいたします。

はい、それでは、よろしくお願いいたします。

○委員

はい。精神障がい者の方の場合、毎年12月に患者調査というのが行われていまして、主治医が状態として寛解・院内寛解をした方は何名いるという数字を出していますので、例えば25年度に実態調査が行われるのであれば、24年度の段階で、例えば400名の方が寛解・院内寛解になっているとすれば、その方も実態調査の対象に加えていただきたいと思います。そうすると、住む場がないとか、ホームヘルプサービスが欲しいとか、そうしたことがあれば、私は退院できるのではないかというふうな声も拾うことが可能なのではなかろうかというふうに思います。

もう一点。私、手元に平成16年度の、あのショートステイやグループホームとか通所授産施設の精神障がい者の各府下の全市町村の実施状況というのがパーセンテージで書いたのを持っているんですけども。この会議でいただいたものです。非常に少ない0%という市町村が、中河内、南河内、泉州の方にたくさんありました。現状でどのようにいい状態になってきたのかなっていうのを知りたいと思っていますので、この時期に開催された調査と同じようなかたちで集約をしていただければわかりやすいなというふうに思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○小野会長

ありがとうございます。二つ目の方の調査のタイトルみたいなのは何かわかりますか？

○委員

タイトルが、大きなタイトルは第3次大阪府障がい者計画の実施状況、参考資料、というタイトルになっています。中身はというと、平成16年度の実施状況ということで、障害種別ごとにヘルパー派遣、ショートステイ、デイサービス、グループホーム、通所型施設、通所授産施設などの、そういう項目ごとに実数が書かれています。

○小野会長

わかりました。ちょっともし何かありましたら問い合わせあるかもしれません。ありがとうございました。

はい他の皆様からいかがでしょうか。来年は部会の方が、かなり作業があるということは確認されたと思います。その上で計画が立っていくという流れですが、よろしいですか。

この辺り、委員の方から、障害者差別解消法改正のときもありましたけれども、何かご発言があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

昨年のお阪大会では、合理的配慮について勉強しました。

9月29日にビッグアイで、大阪本人の会がありました。

○委員補助者

すみません。当会では、昭和34年から親・支援者を中心とした大会を毎年開催しております。5年毎に記念大会をしております。65回の昨年度は、記念大会で、本人主体のトークとかフェスタ、こういったものを本人さんが企画して、従前ですと支援者・親御さんが中心となる大会を初めて本人中心の大会として「トーク」でご本人さんが自分たちで意見交換をして、それで「フェスタ」という、いろいろな楽しいもの、催し物を自分たちで企画して大会を成功したという内容でした。なお、ここ30年ぐらい、この大阪大会では本人主体の本人大会を併会する形でしております。

そこでの本人大会決議もちょっと紹介いただいていいですか。

○委員

- ・私達のことを決めるときは、まず私達意見を聞いてください。
- ・それと障がい者虐待防止法ができましたが、障がい者への虐待がなくなりません。虐待防止への意見を伝える機会を作ろう。
- ・合理的配慮がわかりやすい版をパンフレットを作って広めよう。
- ・本人活動をもっと知らせていこう。
- ・災害が増えています。地域と人の知り合いになろう、繋がっていこう。

これが本人大会決議です。

○委員補助者

当日はこの本人大会決議を、堺市長さんと大阪府の今日お見えになっております田中室長さんの方にお渡しさせていただいたという。そういう経緯でございます。ありがとうございました。

○小野会長

ありがとうございます。次期計画に向けてこういう動きがあったというご紹介いただきました。ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

ちょっと私が確認するのは何なんですけど、一応部会を作るということで、これはもう作るということ言えばいいですか。ここで特に決をとるとかそういうことはよろしいですか。では作りますということでは皆様それぞれ確認ください。この形で進んでいくということになります。よろしいでしょうか。

それでは続いて議題 3 ございます、その他になります。事務局から説明をよろしくお願
いします。

○事務局

地域生活支援課でございます。参考資料 3 の大阪府立砂川厚生福祉センター死亡事故後
の対応につきまして、この場をお借りして、ご報告をさせていただきます。点字資料は、参
考資料 3 の 1 ページ目の上から 5 行目以降となります。

まず事故の概要としましては、令和 5 年 5 月に 20 代男性の、砂川厚生福祉センターい
ぶきでの利用者が室内で数回、各数秒間、壁に頭を打ち付けるなどの自傷行為の後、意識不
明の状態で見えられ、救急搬送後に手術を受けたんですけども、その 3 日後にお亡くなり
になられたというようなものでございます。

事故後の主な対応としましては、2 に記載の通りです。点字資料では 1 ページ目の下か
ら 6 行目以降となります。

この重大な事故を重く受け止めまして、令和 5 年 7 月に第三者の専門家による検証会議
を設置しまして、事故の発生要因の分析や再発防止策を検討しまして、大阪府として報告書
を取りまとめ、昨年 4 月に公表をいたしました。

主な再発防止策につきましては、資料に記載の通り、大きく 4 点になります。点字資料
では 2 ページ目、3 行目以降に記載をしております。

また、このような事故が二度と起きないように、安全管理を徹底していくために、再発防止
策の PDCA サイクルを徹底することとしております。

その主な再発防止策の進捗状況につきましては、3 に記載の通りです。点字資料では 4
ページ目以降となります。

ソフト面では、各種業務マニュアル等を改定しまして、職員への情報共有や研修等を実施
しながら、ブラッシュアップを図っていくということですか、今年度から職員定数を 5
名増員しまして、安全に支援できる体制強化に努めていくことですか、砂川厚生福祉セン
ターいぶきで開発しました新たな支援モデルの実践と改善。また、日中活動支援の強化に向
けた体制を整備する予算につきまして、来年度、令和 7 年度に予算要求中でございます。
ハード面につきましては、居室の壁と床に緩衝材を設置する改修工事を行ったり、施設内の
共用部分に利用者の安全確認のための見守りカメラを設置する工事の予算を来年度で要求
中でございます。

これらの再発防止策をしっかりと講じ、改めて安全管理を徹底してまいります。

○事務局

続きまして、参考資料 4 の説明に入ります前に、ちょっと事務局から補足というか、こ
の取り扱いといいますか、先ほど議題 2 のところで部会設置っていうことで皆さんのご了
解を得たということで、4 月 1 日施行として部会を設置した要綱を施行したいと思ってお

りますので、よろしくお願いいたします。

あと、先ほど委員の方からご発言をいただきましたけれども、本人の自分たちのことは自分たちで決めていきたい、合理的配慮のことにつきましても、こんなことが起こってるよ、ちゃんとみんなで声を上げていこうということを皆さんで声を上げていったっていうことを、今日ご紹介いただいたと思うんですけれども、次期計画策定に当たりましても、そういったところを我々としても受けとめながら作っていきたいと思いますので、併せて発言をさせていただきました。

それでは、参考資料 4 の方の説明をさせていただきたいと思います。大阪・関西万博の開催に向けて、でございます。2025 年を迎え大阪・関西万博も開催が目の前に迫っておりますけれども、大阪・関西万博は「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、令和 7 年 4 月 13 日から 10 月 13 日までの 184 日間、大阪夢洲で開催されるというところで、障がい福祉室としまして、万博を契機に来阪される援助や配慮を必要とされる外国の方向けにヘルプマークを配布したり、大阪府内の市町村と府で力を合わせ、春、夏、秋と季節それぞれにイベントを開催する大阪ウィークへの参加などを予定しております。

大阪ウィークでは、府内の福祉団体の取組などのPRや、障害のある人が様々な立ち位置で参画する舞台芸術分野のPR、障害のあるアーティストの作品の展示などを行う予定としております。

万博を契機に、府の障がい福祉政策がより進みますよう、引き続き取り組んでまいります。

続けて、参考資料 5 の方も説明をさせていただきます。こちらにつきましては、旧優生保護法に関する補償金等の請求受付、相談窓口について、でございますけれども、皆様ご存知の通り、令和 6 年 7 月に最高裁において、旧優生保護法の違憲判決が示されたことを受けまして、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方たちに対する補償金等の支給等に関する法律が令和 6 年 10 月に公布されましたことを受けまして、大阪府においても補償金等に関する受付相談窓口を令和 7 年 1 月 8 日付で設置しておりますので、この場を借りてご報告いたします。

また、大阪府ホームページに掲載予定の手話動画につきましては、大阪聴力障害者協会様のご協力を得て作成させていただいており、この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

以上、参考資料 4、5 の説明でございました。よろしくお願いいたします。

○小野会長

はい、ありがとうございました。今も含めて、全体的に何か皆さんからご意見ございませうでしょうか。

全体的なところで、もう最後になりますので、何かあれば、ご意見がございませうか。

はい。

○委員

参考資料 4 の万博についてです。

私達、当事者団体としてすごく心配していることがあるんですが、今回の万博での情報保障についてです。特に手話通訳については、パピリオンごとに手話のできるスタッフを採用すると聞いています。しかし採用する側は、手話のことは全くわからない人たちです。応募する人は、自分は手話通訳ができると自称して応募されるので、いざ現場で手話が通じないと困ります。

実際、昨日大阪府交渉の場でも、通訳に来ていただいた方は私の手話が読み取れませんでした。福祉の現場で、金額だけで事業所を選択するのは、そぐわないと思います。

手話通訳者の育成には時間もかかりますし、費用もかかります。単純に、金額だけで事業者を選ぶのは間違っていると思います。大阪府庁内で再度考え方を共有していただきたいと思います。以上です。

○小野会長

はい、ありがとうございました。他によろしいでしょうか。ありがとうございました。

貴重な機会だと思います。なかなかこういう会議は全体で持てません。おそらく障がい福祉関係のいろんなご意見あるかと思いますが、発言いただけなかった方は申し訳ございませんでした。ただ、非常に大きな流れとして、本計画で、地域での生活をいかに支えるかという、そういう段階を作っていこうという方向は、ある程度共有してきてるかなというふうに思います。

私は実は地域福祉を専門にしていますので、そういう流れの中で、障がい問題を考えていくと、地域共生社会というキーワードが出てくるんですけども、支え手受け手を超えてというような表現も出てきます。みんなが地域の担い手であるという意識も、もう一方ではやっぱり必要だなというふうに改めて今日の会議を通して考えさせられました。そういう議論がこの場でできればいいなというふうに思っています。

今日は貴重なご意見、皆様からいただきまして非常にありがとうございました。それでは事務局にお返ししますよろしくお願いします。

○事務局

小野会長ありがとうございました。それでは、少しちょっと時間が押しておりますけれども、閉会にかかりまして、障がい福祉室長より一言ご挨拶申し上げます。

○田中室長

障がい福祉室長の田中です。今日は皆さんお忙しい中ご議論いただきありがとうございました。小野会長、スムーズな進行ありがとうございました。今日も皆様の専門的な見地からいろいろご意見いただきましてありがとうございます。

この計画、今年度から現計画の後期に入っております。今後、この計画を進めるにあたって、今日いただいたご意見受け止めて、しっかりやっていきたいと思っておりますし、来年度からいよいよ次期計画の検討を進めるということでございます。その中でもしっかり受け止めて、良い計画にしていけたらと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

今年度、この会議は今日で最後の予定でございます。年度末に委員の改選の予定でございます。今期をもちましてご退任の委員さんもいらっしゃいます。長らくの間ご尽力いただきましてありがとうございます。心から感謝申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

今日はありがとうございました。

○事務局

最後に、先ほど室長挨拶でも触れさせていただきました通り、今年度末をもって委員改選が行われます。

大阪府障害者施策推進協議会条例第4条第1項におきまして、会長は委員の皆様の互選により定める、としております。また、同条例第6条第2項により、部会長および部会委員等につきましては、会長が指名することとされております。しかしながら、次年度、推進協開催前に、先ほどお諮りしました、計画策定検討部会の開催を予定しております。

つきましては、次年度早々に次期委員の皆様におかれましては、メールにて会長の選出についてお諮りしたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、次回の推進協につきましては、12月頃の開催を予定しておりますが、部会の検討状況等により開催時期については前後する可能性がございます。また改めて、時期がまいりましたら、ご連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第58回大阪府障がい者施策推進協議会を閉会させていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。